

TH Picks for Doctor

Vol.22
2026.03

[発行日] 2026年3月1日発行
[発行元] 本郷メディカルソリューションズ株式会社
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL : 0120-016-705 [受付時間 : 9時00分~17時30分 (土日・祝日・年末年始除く)]
URL : <https://corporate.ht-hms.co.jp/>



特集

医師のための 令和8年税制改正のポイント



令和7年12月19日に「令和8年度税制改正大綱」が政府与党より公表されました。今回の税制改正においても、医療法人や個人に関する改正項目が多岐に亘り盛り込まれております。

今号では、医業承継や医療経営の観点から、医師の皆様や医療経営に携わる皆様にとって特に注目すべき改正論点を税目ごとに各1つずつ、ご紹介させていただきます。

1. 資産税

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（認定医療法人制度）の改正



1. 対象法人

本制度の対象は、「持分の定めのある医療法人」です。本制度を利用し、厚生労働大臣から移行計画について認定を受けることにより、税負担なく「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」へ移行することができます。

2. 制度の背景と目的

「持分あり医療法人」における最大の懸念は、出資者の死

亡や持分の贈与に伴って発生する多額の相続税・贈与税です。これが重荷となって病院やクリニックの資金が底をつけば、地域医療が立ち行かなくなるリスクがあります。国はこの「税負担による医業中断」を防ぎ、より非営利性の高い「持分なし医療法人」へのスムーズな移行を促すために本制度を設けています。

3. 認定を受けた医療法人の税制措置

次の相続税・贈与税の納税が猶予・免除されます。

1. 出資者の持分を相続により取得したときに、相続人に課される相続税
2. 出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで贈与を受けたものとして他の出資者に課されるみなし贈与税
3. 持分あり医療法人の出資者全員が持分を放棄したことにより、経済的利益を受けたものとして医療法人に課されるみなし贈与税

4. 適用期限の延長

令和8年度税制改正により、適用期限がこれまでの令和8年12月31日から3年間延長され、「令和11年12月31日」までとなりました。移行計画を練るための「猶予」が与えられた形です。

5. 認定要件の緩和措置

インバウンド需要の高まりを背景に、認定要件の一部が現実的なものに見直されました。具体的には、訪日外国人に対する自由診療の診療費上限が緩和されます。これにより、国際的な医療サービスを提供している医療機関においても、認定を受けやすくなります。

認定医療法人制度を活用して、後継者の問題や、重い税負担の懸念を払拭しつつ、将来にわたる安定的な医業経営を目指してはいかがでしょうか。

2. 法人税・所得税

賃上げ促進税制の廃止および見直し



1. 賃上げ促進税制とは

従業員の給与を前期（個人事業主の場合は前年）と比べて、一定割合以上引き上げて支給した企業（個人事業主）に対して、その引き上げた金額の最大30%の控除が受けられる制度です。上乗せ措置として、従業員に対する教育訓練費の増額や女性の活躍推進、子育ての両立サポートに取り組む企業（個人事業主）に対して、最大15%の控除が上乗せされ、最大で45%の控除が受けられます。ただし、法人税額（個人事業主の場合は所得税額）の20%が上限となります。

現行制度では、令和9年3月31日まで（個人事業主は令和9年分まで）とされていましたが、令和8年度税制改正により見直しが行われました。

2. 改正の背景

慢性的な人手不足を背景に、賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示す中、特に大企業においては賃上げが定着し、政策的減税の必要性が低下したことなどから、大企業については廃止となります。また、教育訓練費の上乗せ措置についても、税額控除額が教育訓練費の増加額よりも多い場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、廃止となります。

3. 改正内容・適用時期

① 中小企業（上記以外・個人事業主）

現行制度を維持しつつ、令和9年4月1日以降（個人事業主の場合には令和9年分以後）は状況に応じて制度の見直しが行われます。教育訓練費による上乗せ措置は、令和8年3月31日（個人事業主の場合には令和8年分）をもって廃止となります。

改正前				
雇用者給与支給額	基本控除率	教育訓練費の上乗せ措置	女性活躍子育て支援	合計控除率最大45%
+1.5%	15%	10%	5%	30%
+2.5%	30%			45%

改正後				
雇用者給与支給額	基本控除率	教育訓練費の上乗せ措置	女性活躍子育て支援	合計控除率最大35%
+1.5%	15%	令和8年3月31日をもって廃止	5%	20%
+2.5%	30%			35%

※教育訓練費+5%かつ当期の給与総額の0.05%以上

② 中堅企業（資本金1億円超・従業員数2,000人以下）

継続雇用者給与総額及び基本控除率の見直しが行われます。令和9年4月1日からは賃上げ促進税制が廃止されます。教育訓練費による上乗せ措置は、令和8年3月31日（個人事業主の場合には令和8年分）をもって廃止となります。

改正前				
継続雇用者給与総額	基本控除率	教育訓練費の上乗せ措置	女性活躍子育て支援	合計控除率最大35%
+3%	10%	5%	5%	20%
+4%	25%			35%

改正後				
継続雇用者給与総額	基本控除率	教育訓練費の上乗せ措置	女性活躍子育て支援	合計控除率最大30%
+4%	10%	令和8年3月31日をもって廃止	5%	15%
+5%	15%			20%
+6%	25%		5%	30%

※教育訓練費+10%かつ当期の給与総額の0.05%以上

③ 大企業（資本金1億円超・従業員数2,000人超）

現行の制度の適用期限が到来する前（令和8年3月31日）に、廃止となります。

改正前				
継続雇用者 給与総額	基本 控除率	教育訓練費の 上乘せ措置	女性活躍 子育て支援	合計控除率 最大35%
+3%	10%	5%	5%	20%
+4%	15%			25%
+5%	20%			30%
+7%	25%			35%
改正後				
継続雇用者 給与総額	基本 控除率	教育訓練費の 上乘せ措置	女性活躍 子育て支援	合計控除率 最大35%
令和8年3月31日をもって廃止				

※教育訓練費+10%かつ当期の給与総額の0.05%以上

3. 所得税

NISAの拡充等



1. 改正の背景

貯蓄から投資への流れを加速し、かつ、幅広い世代の資産形成を支援するという観点から、つみたてNISAの対象年齢の緩和や、投資対象商品の追加などを行い、経済成長を後押しします。

2. 改正内容

① 対象年齢の拡充

つみたて投資枠の対象年齢が拡充され、改正前は18歳以上とされていましたが、改正後は下限を撤廃し、0歳から積立を行うことが可能となりました。これにより、次世代の資産形成の支援だけでなく、経済教育の観点からも効果が期待できます。

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
投資上限額	年間60万円	年間120万円	年間240万円
非課税保有期間	17歳まで	無期限	
生涯非課税 限度額（総枠）	60万円 →	18歳に達した場合自動的に移行 ^{※1}	1,800万円 1,200万円（内数）
投資対象商品	積立・分散投資に達した一定の投資信託（同右）	積立・分散投資に達した一定の投資信託	上場株式・投資信託等 ^{※2}
運用管理	一定の要件の下、12歳以降は払出しが可	制限なし	

※1 18歳に達した場合は自動的に上記図表の18歳以上のつみたて投資枠に移行されます。

※2 安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外。

② つみたて投資枠の対象株式指数の追加

つみたて投資枠の対象となる指数について、国内経済への投資促進効果への期待から、国内市場を対象とした株式指数のうち一定のものが新たに追加されます。また、一定の広がりのある地域を対象とした、先進国・新興国の株式指数単位で形成された投資信託商品も併せて追加されます。

○ 新たに追加された指数：読売株式指数、JPXプライム150指数

③ 投資対象商品の要件緩和

つみたて投資の対象商品である一定の投資信託の要件が「投資対象の50%超が株式又は債券であること」へ緩和され、債券中心の商品が追加されます。投資対象商品が増えることにより、リスク許容度が高くない若年層や高齢層が投資の第一歩を踏み出す起因となるような期待ができます。

3. 適用時期

2027年1月1日以降に開設されたNISA口座から適用

令和8年度税制改正により、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置がこれまでの利用実態や格差固定化の懸念から、適用期限の期限到来（令和8年3月31日）と同時に終了となります。一方で、本改正によりつみたてNISAの対象年齢が拡充されたことのみならず、教育費の無償化や負担軽減の促進といった現代の背景も鑑みると、特に若年層向けの資産形成を後押しする意図を感じます。